

坂井市納税通知書送付用封筒広告掲載取扱要領

平成21年11月18日

告示第193号

一部改正 平成22年9月27日

一部改正 令和元年10月1日

一部改正 令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 この告示は、「坂井市有料広告掲載に関する要綱（平成19年2月28日施行。以下「要綱」という。）」に定めがあるもののほか、坂井市納税通知書送付用封筒広告掲載（以下「封筒広告掲載」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 市民税納税通知書送付用封筒
- (2) 固定資産税納税通知書送付用封筒
- (3) 国民健康保険税納税通知書送付用封筒
- (4) 前各号に掲げる納税通知書の随時発送分

(広告の位置、規格、掲載料等)

第3条 前条各号に規定する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の位置、規格、掲載料等は、次のとおりとする。

- (1) 広告を掲載する位置は、市長が指定する封筒の裏面の指定位置とする。ただし、封筒の編集作業上支障が生じた場合、市長は広告掲載が決定した者（以下「広告主」という。）と協議のうえ、掲載する封筒及び掲載する位置を変更できるものとする。
- (2) 規格及び掲載料等は、別表のとおりとする。
- (3) 掲載枠数は1広告主につき、1枠とする。ただし、申込者の数が募集した枠数に満たない場合においては、希望する者に複数枠の利用を認めることができる。
- (4) 広告のデザイン作成等に要する費用は広告主の負担とする。

2 前項に規定する広告の掲載位置には、当該掲載内容が広告である旨を必ず表示しなければならない。

(広告の募集方法)

第4条 広告の募集は、要綱第7条の規定により行うものとする。

2 市長は、広告主となり得る者、広告会社等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(使用期間)

第5条 封筒の使用期間は次のとおりとする。

- (1) 毎年4月から翌年3月までの間、広告掲載封筒を使用するものとするが、市がその期間以前に作成した共通封筒等の在庫がある場合、広告掲載封筒を作成後もしばらく

の間は、過去に作成した封筒を使用することができるものとする。

(2) 毎年4月から翌年3月までの間、広告掲載封筒を使用するものとするが、期間内に作成した広告掲載封筒が全て使用されずに在庫が残った場合、広告掲載封筒を広告掲載期間終了後もしばらくの間、使用できるものとする。

(著作権等)

第6条 広告の原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合には、広告掲載の決定を受けた者が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生する場合にはその費用を負担しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

広告媒体	規格、枚数、色及び印刷枚数	広告掲載料
市民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税通知書送付用封筒	<p>【一枚の規格】 縦5 cm × 横5 cm</p> <p>【枚数】 4枚</p> <p>【刷色】 単色刷</p> <p>【印刷枚数】 約1年間使用する枚数として 約80,000枚</p>	一枚につき 8万円